

著作権法

(業)太陽国際特許事務所 法務・渉外室 中野浩和 著

(業)太陽国際特許事務所
(03) - 3357 - 6277
mail@taiyo-nk.co.jp

<http://www.taiyo-nk.co.jp/>

第1 著作権の意義

1 著作権法の目的

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、**著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与**することを目的とする（著作権法（以下省略）1条）。

2 著作権の客体（著作物）たる要件

著作権とは、**思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの**をいう（2条1項1号）。

・「思想又は感情」

事実それ自体は、著作物とはならないが、**事実の表現は、著作物となり得る**

・「創作的に」

創作的とはいえないありふれたものや、

誰が表現しても同じ表現になるようなものは、著作物とならない。

城の定義事件（東京地判平6.4.25）

原告は、城を「城とは人によって住居、軍事、政治目的をもって選ばれた一区画の土地と、そこに設けられた防御的構築物をいう。」と定義した。

判旨

「本件定義は、原告が長年の調査研究によって到達した、城の学問的研究のための基礎としての城の概念の不可欠の特性を簡潔に言語で記述したものであり、原告の学問的思想そのものと認められる。そして、本件定義のような簡潔な学問的定義では、城の概念の不可欠の特性を表す文言は、思想に対応するものとして厳密に選択採用されており、原告の学問的思想と同じ思想に立つ限り同一又は類似の文言を採用して記述する外はなく、全く別の文言を採用すれば、別の学問的思想による定義になってしまうものと解される。また、本件定義の文の構造や特性を表す個々の文言自体から見た表現形式は、この種の学問的定義の文の構造や、先行する城の定義や説明に使用された文言と大差はないから、本件定義の**表現形式に創作性は認められず**、もし本件定義に創作性があるとなれば、何をもって城の概念の不可欠の特性として城の定義に採用するかという学問的思想そのものにあるものと認められる。・・・学問的思想としての本件定義は、それが新規なものであれば、学術研究の分野において、いわゆるプライ

オリジンを有するものとして慣行に従って尊重されることがあるのは別として、これを著作権の対象となる著作物として著作権者に専有させることは著作権法の予定したところではない。」

Q：五七五から成る俳句は、短い、著作物か？

・「表現したもの」

アイデアは含まれない

脳波数理解析論文事件（大阪高判平 6. 2. 25）

「数学に関する著作物の著作権者は、そこで提示した命題の解明過程及びこれを説明するために使用した方程式については、著作権法上の保護を受けることができないものと解するのが相当である。… このような解明過程は、その著作物の思想（アイデア）そのものであると考えられ、命題の解明過程の表現形式に創造性が認められる場合に、そこに著作権法上の権利を主張することは別としても、解明過程そのものは著作権法上の著作物に該当しないものと解される。」

・「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するもの

実用品を含まない要件と考える説もあるが、厳密に捉えるべきではなく、人間の文化活動の所産という程度の広い意味で良い。

デザインに関して意匠法等の産業上の保護制度との棲み分けが問題となる

・「もの」

著作権法では、「著作物」という言葉も使われているが（例 10 条）、物（有体物）ではない。無体物を意味する。

したがって、記録媒体に記録されていることが必要となる訳ではない

著作権は創作と同時に、何らの手続きを要することなく、権利が発生する。この点が、特許権・商標権・意匠権等と、大きく違う異なる特徴である。

Q：文芸・学術・美術・音楽的に優れていることを要するか？

通説的には、作者の個性が何らかの形で表現されていれば足りるとされる。もっとも、タイプフェイスの著作物性や、社交ダンスの著作物性について、要件を加重したと読み取ることのできる裁判例もある。

3 著作権と所有権

顔真卿自書告身帳事件（最判昭 59. 1. 20）がんしんけいじしょけんちゅうこくしんちょう

X：財団法人、顔真卿自書告身帳の所有者

Y：出版社、顔真卿自書告身帳を撮影した写真乾板から、これを複製して出版した。

Xは、Yに対して、所有権（使用収益権）を侵害するとして、販売差止めと当該出版物の破棄を請求した。

「美術の著作物の原作品は、それ自体有体物であるが、同時に無体物である美術の著作物を体現しているものというべきところ、所有権は有体物をその客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではないと解するのが相当である。そして、美術の著作物に対する排他的支配権能は、著作物の保護期間内に限り、ひとり著作権者がこれを専有するのである。

……

著作権が消滅しても、そのことにより、所有者が無体物としての面に対する排他的支配権能までも手中に収め、所有権の一内容として著作権と同様の保護を与えられることになると解することはできない。」

第2 著作物の種類

1 著作物の例示（10条）

・言語の著作物 小説、脚本、論文、講演等（1項1号）

「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。」（2項）とあるが、事実の表現については、著作物性が認められることに注意すること。

例) 火事があった事実には著作物性は無いが、その火事がどれだけすごかったかの表現には著作物性が認められ得る。

・音楽の著作物（1項2号）

・舞踊又は無言劇の著作物（1項3号）

「Shall We Dance?」事件（東京地判平 24. 2. 28）

争点1：個々のステップに著作物性が認められるか

「このような新しいステップや身体の動きは、既存のステップと組み合わせられて社交ダンスの振り付け全体を構成する一部分となる短いものとどまるということが出来る。このような短い身体の動き自体に著作物性を認め、特定の者にその独占を認めることは、本来自由であるべき人の身体の動きを過度に制約することになりかねず、

妥当でない。

以上によれば、社交ダンスの振り付けを構成する要素である個々のステップや身体の動き自体には、著作物性は認められないというべきである。」

争点2：ステップを組み合わせた振り付けに著作物性は認められるか

「既存のステップの組合せを基本とする社交ダンスの振り付けが著作物に該当するというためには、それが単なる既存のステップの組合せにとどまらない顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であると解するのが相当である。なぜなら、社交ダンスは、そもそも既存のステップを適宜自由に組み合わせて踊られることが前提とされているものであり、競技者のみならず一般の愛好家にも広く踊られていることにかんがみると、振り付けについての独創性を緩和し、組合せに何らかの特徴があれば著作物性が認められるとすると、わずかな差異を有するにすぎない無数の振り付けについて著作権が成立し、特定の者の独占が許されることになる結果、振り付けの自由度が過度に制約されることになりかねないからである。」

・ 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物（1項4号）

美術の著作物には、美術工芸品が含まれる（2条2項）。

・ 建築の著作物（1項5号）

例えば、アントニオ・ガウディの設計にかかる建築物

グルニエ・ダイン事件控訴審（大阪高判平16.9.29）

原告が開発した高級注文住宅（通商産業省選定の平成10年度グッドデザイン賞を受賞）は、建築の著作物か。

「著作権法により『建築の著作物』として保護される建築物は、同法2条1項1号の定める著作物の定義に照らして、知的・文化的精神活動の所産であって、美的な表現における創作性、すなわち造形芸術としての美術性を有するものであることを要し、通常のありふれた建築物は、同法で保護される『建築の著作物』には当たらないというべきある。

……

一般住宅の場合でも、その全体構成や屋根、柱、壁、窓、玄関等及びこれらの配置関係等において、実用性や機能性（住み心地、使い勝手や経済性等）のみならず、美的要素（外観や見栄えの良さ）も加味された上で、設計、建築されるのが通常であるが、一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性が認められる場合に、『建築の著作物』性を肯定して著作権法による保護を与えることは、同法2条1項1号の規定に照らして、広きに失し、社会一般における住宅建築の実情にもそぐわないと考えられる。

.....

そうすると、一般住宅が同法10条1項5号の『建築の著作物』であるということが出来るのは、客観的、外形的に見て、それが一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性を上回り、居住用建物としての実用性や機能性とは別に、**独立して美的鑑賞の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような造形芸術としての美術性を備えた場合と解するのが相当である。**

.....

原告建物は、客観的、外形的に見て、それが一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性を上回っておらず、居住用建物としての実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような造形芸術としての美術性を具備しているとはいえないから、著作権法上の『建築の著作物』に該当するということとはできない。」

・ **図形の著作物** 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型等（1項6号）

・ **映画の著作物**（1項7号）

固定カメラの映像は、思想・感情が創作的に表現されていないので、著作物には該当しない。

・ **写真の著作物**（1項8号）

構図、シャッターチャンス、露光時間などに、撮影上の創作性や、現像上の創作性が認められる。

さらに被写体の選択、組合せ、配置などに創作性が認められる場合もある。

・ **プログラムの著作物**（1項9号）

プログラム言語、規約、解法には、著作権法の保護は及ばない（同条3項）

2 編集著作物や、データベースの著作物は、いわゆる器に著作物性が認められるものである。例としては、職業別電話帳において、電話番号は単なるデータなので著作物性は認められないが、並べ方には創作性が認められるので、著作物として保護される。

・ **編集著作物**（12条）

編集物で、その素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物

として保護する。

データベースに該当するものを除く。

編集者の思想又は感情の創作性を保護する趣旨である。

個々の素材が、著作物であるか否かは、関係がない

・データベースの著作物（12条の2）

データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する。

3 キャラクターの著作物性

ポパイのキャラクター著作権侵害事件（最判平9.7.17）

「著作権法上の著作物は、『思想又は感情を創作的に表現したもの』（同法2条1項1号）とされており、一定の名称、容貌、役割等の特徴を有する登場人物が反復して描かれている一話完結形式の連載漫画においては、当該登場人物が描かれた各回の漫画それぞれが著作物に当たり、具体的な漫画を離れ、右登場人物のいわゆるキャラクターをもって著作物ということはできない。けだし、キャラクターといわれるものは、漫画の具体的表現から昇華した登場人物の人格ともいべき抽象的概念であって、具体的表現そのものではなく、それ自体が思想又は感情を創作的に表現したものということができないからである。」

注：「けだし」とは、「なぜならば」という意味

4 二次的著作物

二次的著作物とは、著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他**翻案**することにより創作した著作物をいう（2条1項11号）。

二次的著作物例

- ・外国の小説の舞台を日本にする
- ・古典を現代語訳にする
- ・小説や戯曲の大筋を生かし趣向を変える
内面形式を維持しながら外面形式を大幅に変更
- ・脚色，映画化，小説を児童向けにリライト，ダイジェスト
- ・小説の演劇化，美術著作物の異種複製（写真，彫刻）

二次的著作物は、翻案と密接に関わるため、論点については、翻案のところで説明する。

第3 著作権の種類

著作権法には、著作者人格権、著作権（財産権）、著作隣接権（実演家人格権、実演家の財産権、レコード製作者の財産権、放送事業者の財産権、有線放送事業者の財産権）が、規定されている。（例えば音楽 CD について言えば、作曲家・作詞家はその曲について著作権を有し、歌手が著作隣接権を有する。）

人格的利益を保護する人格権と、財産的利益を保護する財産権の2種類に大きく分類することができる。著作者人格権に限らず一般的に人格権は、一身専属的であり、移転することができない。

著作者人格権

公表権、氏名表示権、同一性保持権

著作権（財産権）

複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権、口述権、展示権、譲渡権、貸与権、頒布権、翻訳権・翻案権等、二次的著作物の利用に関する権利

著作隣接権

実演家人格権

氏名表示権、同一性保持権

財産権

録音・録画権、送信可能化権、放送権・有線放送権、譲渡権、貸与権、複製権、放送事業者の権利・有線放送事業者の権利

第4 著作者

1 著作者

著作者とは、著作物を創作した者をいう。特許法では、発明者が自然人に限られているが、著作権法では、法人も著作者となることができる。

2 職務著作

（職務上作成する著作物の著作者）

15 条 法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプロ

グラムの著作物の著作権は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

例. 新聞記者が書いた新聞記事

R G Bアドベンチャー事件

原告 X：中国籍デザイナー

被告 Y：アニメーション制作会社

事案：Xは、Yの下で、キャラクター図画を作成した。Xの作成したキャラクター図画を用いて、アニメーション作品「R G Bアドベンチャー」が作成された。Xの氏名は表示されていなかった。Xは、同図画の著作権者として、同作品の差止め、及び損害賠償請求を求めた。

論点：雇用関係に無い者が「法人等の業務に従事する者」足り得るか。

『法人等の業務に従事する者』に当たるか否かは、法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態にあり、支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、指揮監督の有無、対価の額及び支払方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して、判断すべきである。

被上告人は、1回目の来日の直後から、上告人の従業員宅に居住し、上告人のオフィスで作業を行い、上告人から毎月基本給名目で一定額の金銭の支払を受け、給料支払明細書も受領していたのであり、しかも、被上告人は、上告人の企画したアニメーション作品等に使用するものとして本件図画を作成したのである。これらの事実は、被上告人が上告人の指揮監督下で労務を提供し、その対価として金銭の支払を受けていたことをうかがわせるものとみるべきである。」

3 映画の著作物の著作権

映画の著作物の著作権は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作権を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする（16条）。映画の著作物の著作権を、モダンオーサーという。ただし、職務著作の規定の適用がある場合は、この限りでない（例えば従業員監督の場合）。

これに対し、映画著作物において翻案・複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作権を、クラシカルオーサーという。クラシカルオーサーは、その映画の著作物の著作権者ではないが、翻案された場合には28条により二次的著作物の利用に関する原作者の権利を有し、複製された場合には当然に著作権者の権利を有する。

マクロス事件参照

4 共同著作

二人以上の者が共同して著作物を創作した場合、各人の寄与分を分離して個別に利用できない著作物については、共同で著作者となる。権利行使は、共同で行い、権利の保護期間は最後に死亡した著作者の死亡時から起算する。

第5 著作者人格権

1 著作者人格権

著作者人格権は、譲渡することができない（59条）。

著作者でない者の実名又は周知の変名を著作者名として表示した著作物の複製物を頒布した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（121条）。

（1）公表権

18条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著物とする二次的著作物についても、同様とする。

2 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものと推定する。

一 その著作物でまだ公表されていないものの著作権を譲渡した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。

二 その美術の著作物又は写真の著作物でまだ公表されていないものの原作品を譲渡した場合 これらの著作物をその原作品による展示の方法で公衆に提示すること。

三 29条の規定によりその映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。

（2）氏名表示権

実名又は変名を、表示するかしないか決める権利

19条 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著物とする二次的

著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。

2 著作物を利用する者は、その著作者の別段の意思表示がない限り、その著作物につきすでに著作者が表示しているところに従って著作者名を表示することができる。

3 著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる。

ジョン万次郎事件（知財高裁 H18. 2. 27）

原告 X：彫刻家

被告 Y：彫刻家

事案：Xは、Yから、ジョン万次郎像などの制作を依頼され、その塑像を制作した。像の台座部分には、Yの通称が表示されているとして、Yに対し、上記各銅像について、Xが著作者人格権（氏名表示権）を有することの確認（請求の趣旨第1項）と、これに伴い、Yに対し、銅像の所有者ないし管理者に表示を原告名義に改めるように通知すること（同第2項及び第3項）及び謝罪広告（同第4項）を求めている事案。論点：真実とは異なる著作者の氏名の表示とその合意の有効性（19条）

「・・・これらの事情に照らせば、明示的にはもちろん、黙示的にも、一審被告が主張するような本件合意が成立したとまで認めることはできない。

.....

加えて、著作者人格権としての氏名表示権（著作権法19条）については、著作者が他人名義で表示することを許容する規定が設けられていないのみならず、著作者ではない者の実名等を表示した著作物の複製物を頒布する氏名表示権侵害行為については、公衆を欺くものとして刑事罰の対象となり得ることをも別途定めていること（同法121条）からすると、氏名表示権は、著作者の自由な処分にすべて委ねられているわけではなく、むしろ、著作物あるいはその複製物には、真の著作者名を表示をすることが公益上の理由からも求められているものと解すべきである。したがって、仮に一審被告と一審原告との間に本件各銅像につき一審被告名義で公表することについて本件合意が認められたとしても、そのような合意は、公の秩序を定めた前記各規定（強行規定）の趣旨に反し無効というべきである」

（3）同一性保持権

著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする（20条1項）。

同一性保持権の規定は、学校教育の目的上やむを得ない改変・建築物の増築修繕による改変・プログラムに必要な改変，その他止むを得ない改変については、適用しない（20条2項）。

ときめきメモリアル事件（最判平 13. 2. 13）

「事案の概要

本件は、コンピュータ用ゲームソフト『ときめきメモリアル』（以下『本件ゲームソフト』という。）について著作者人格権を有する被上告人が、商品名『X-TERMINATOR PS版 第2号 ときメモスペシャル』というメモリーカード（以下『本件メモリーカード』という。）を輸入，販売する上告人の行為は，被上告人の有する同一性保持権を侵害するものであると主張して，慰謝料を請求する事案である。

……

本件ゲームソフトの映像は，思想又は感情を創作的に表現したものであって，文芸，学術，美術又は音楽の範囲に属するものとして，著作権法2条1項1号にいう著作物とすることができるものであるところ，前記事実関係の下においては，本件メモリーカードの使用は，本件ゲームソフトを改変し，被上告人の有する同一性保持権を侵害するものと解するのが相当である。けだし，本件ゲームソフトにおけるパラメータは，それによって主人公の人物像を表現するものであり，その変化に応じてストーリーが展開されるものであるところ，本件メモリーカードの使用によって，本件ゲームソフトにおいて設定されたパラメータによって表現される主人公の人物像が改変されるとともに，その結果，本件ゲームソフトのストーリーが本来予定された範囲を超えて展開され，ストーリーの改変をもたらすことになるからである。」

（4）著作者が存しなくなった後における人格的利益の保護

60条 著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなった後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

実名小説「三島由紀夫 -- 剣と寒紅」手紙事件

「原告らは、亡F（筆名 G、以下「G」という。）の相続人であるが、Gが書いた未公表の手紙を掲載して、書籍を発行した被告らの行為が、①原告らが相続した Gの右手紙に係る複製権を侵害する行為であり、また、②Gが生存していたならばその公表権の侵害となるべき行為であると主張して、右書籍の出版等の差止め、右書籍等の廃棄、損害賠償の支払及び謝罪広告を請求した。

……

本件各手紙が、もともと私信であって公表を予期しないで書かれたものであることに照らせば（例えば、本件手紙⑮には、『貴兄が小生から、かういふ警告を受けたといふことは極秘にして下さい。』との記載がある。右のような記載は、少なくとも書かれた当時は公表を予期しない私信であるからこそ書かれたことが明らかである。）、控訴人ら主張に係るその余の事情を考慮しても、本件各手紙の公表が【F】の意を害しないものと認めることはできない。」（東京高裁平 12. 5. 23）

『三島由紀夫が生存しているとしたならばその公表権の侵害となるべき行為』（著作権法六〇条）に該当する。」（第一審：東京地裁 平成 10 年（ワ）第 8761）

慶応義塾大学ノグチルーム事件（東京地裁平 15. 6. 11）

「事案の概要

慶應義塾大学大学院法務研究科（以下「法科大学院」という。）を開設するために、新校舎を建設するに当たり、同キャンパス内に存する建築家谷口吉郎（故人）と彫刻家イサム・ノグチ（故人）が共同設計したという第二研究室棟（以下、本決定においては、第二研究室棟の建物全体を指して「本件建物」という。）を解体し、本件建物の一部、イサム・ノグチ製作に係る本件建物に隣接する庭園及び庭園に設置された彫刻 2 点を、新校舎 3 階部分に移設する工事を実施しようとしている。……

債務者の行為はイサム・ノグチの著作者人格権（同一性保持権）を侵害するものであると主張し、……本件建物等の解体、移設工事の差止めを求めている。

……

著作権法 60 条但書の適用について

著作者人格権は一身専属の権利であり、本来、著作者が存しなくなった後においてはその保護の根拠が失われるものであるが（同法 59 条）、著作権法は、著作者が存しなくなった後においても、一定の限度でその人格的利益の保護を図っている（同法 60 条）。

この場合において、著作権法 60 条但書は、著作物の改変に該当する行為であっても、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が著作者の意を害しないと認められる場合には、許容されることを規定している。

そして、著作者の意を害しないという点は、上記の各点に照らして客観的に認められることを要するものであるところ、本件においては、上記のとおり、本件工事は、公共目的のために必要に応じた大きさの建物を建築するためのものであって、しかも、その方法においても、著作物の現状を可能な限り復元するものであるから、著作者の意を害しないものとして、同条但書の適用を受けるものというべきである。」

第6 著作権（財産権）

1 著作権（財産権）の種類

財産権としての著作権は、譲渡することができる。

複製権 複製する権利（21条）

上演権及び演奏権 公に上演する権利、演奏する権利（22条）

上映権 公に上映する権利（22条の2）

公衆送信権 公衆送信を行う権利（23条）

例）テレビ・ラジオ・インターネット等を通じてする放送等

口述権 公に口述する権利（24条）

展示権 公に展示する権利（25条）

頒布権 映画の著作物の複製物を頒布する権利（26条）

頒布とは、譲渡又は貸与すること（2条1項19号）

譲渡権 映画以外の著作物を譲渡により公衆に提供する権利（26条の2第1項）

譲渡権は、消尽すること（1回しか使えないこと）が規定されている（同条2項）

貸与権 映画以外の著作物を貸与により公衆に提供する権利（26条の3）

翻訳権・翻案権（27条）

二次的著作物の利用に関する原作者の権利（28条）

2 翻案権

（1）翻案とは

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する（27条）。

江差追分ノンフィクション翻案事件（最判平13.6.28）

「言語の著作物の翻案（著作権法27条）とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。そして、著作権法は、思想又は感情の創作的な表現を保護するものであるから（同法2条1項1号参照）、既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらない」

釣りゲーム事件（知財高判平 24. 8. 8）

「著作物の創作的表現は、様々な創作的要素が集積して成り立っているものであるから、原告作品と被告作品の共通部分が表現といえるか否か、また表現上の創作性を有するか否かを判断する際に、その構成要素を分析し、それぞれについて、表現といえるか否か、また表現上の創作性を有するか否かを検討することは、有益であり、かつ必要なことであって、その上で、作品全体又は侵害が主張されている部分全体について、表現といえるか否か、また表現上の創作性を有するか否かを判断することは、正当な判断手法といえることができる。

……

表現に選択の余地がない場合には、その表現が共通するとしても著作権侵害とはいえないが、逆に、選択の余地があるからといって、必ずしも常にそれが著作権侵害といえるわけではない。そして、著作権法上、著作物として保護されるのは、そのような選択に関するアイデア自体ではなく、具体的表現である。したがって、画面の選択や配列に選択の余地があったとしても、実際に作成された表現がありふれたものである限り、それが共通することを理由として、翻案権侵害ということとはできないし、具体的な表現が異なることにより、表現上の本質的な特徴が直接感得できなくなる場合がある。」

交通安全スローガン事件（東京高裁平成 13 年(ネ)第 3427 号）

「原告は、『ボク安心 ママの膝（ひざ）より チャイルドシート』というスローガン（以下『原告スローガン』という。）を創作し、財団法人全日本交通安全協会が主催した平成 6 年秋の全国交通安全スローガン募集に応募したところ、原告スローガンは優秀賞に選定され、平成 6 年 1 月 21 日付けの毎日新聞の第 1 面に掲載された。

……

他方、被告協会は、平成 9 年度後半の交通事故防止キャンペーンとして、チャイルドシート装着を訴えるための啓発及び宣伝をするため、被告電通にその宣伝の依頼をし、被告電通は、『ママの胸より チャイルドシート』というスローガン（以下『被告スローガン』という。）を作成し、被告らは、協議の上、前記宣伝として被告スローガンを各テレビ局に放映させた。

……

まず、原告は、母親が幼児を膝の上に乗せて抱いたりするよりもチャイルドシートを着用させた方が安全であるという考え方を広めたいとの趣旨から、『ママの膝（ひざ）より チャイルドシート』との対句的表現を用いたものであり（甲 8）、この表現の前に更に、『ボク安心』との表現を配置して、両者を対句的に用いることにより、

家庭的なほのぼのとした車内の情景を効果的に的確に表現し、これらを全体として5・7・5調で表現している。他方、『チャイルドシート』は、もともと、保護者が車内に同乗する幼児の安全を守るために着用させるものであり、また、幼児を同乗させる車内の光景としては、父親が車を運転し、母親が幼児を保護するのがその典型的なものとして連想されるため、幼児とその母親とチャイルドシートは密接に関連する題材であるということができ、このことから、『ボク』、『ママ』及び『チャイルドシート』という三つの語句は、チャイルドシートに関する交通標語において、使用される頻度が極めて高い語句であると推認することができる。また、チャイルドシートの使用を勧めるに当たり、チャイルドシートを使用しない従前の状態との対比を明らかにすることにより、その効果を高めようとして、『・・・よりチャイルドシート』とすることは、ごくありふれた手法に属する。このようにみてくると、原告スローガンに著作権法によって保護される創作性が認められるとすれば、それは、『ボク安心』との表現部分と『ママの膝（ひざ）より チャイルドシート』との表現部分とを組み合わせた、全体としてのまとまりをもった5・7・5調の表現のみにおいてであって、それ以外には認められないというべきである。

これに対し、被告スローガンにおいては、『ボク安心』に対応する表現はなく、単に『ママの胸より チャイルドシート』との表現があるだけである。そうすると、原告スローガンに創作性が認められるとしても、それは、前記のとおり、その全体としてのまとまりをもった5・7・5調の表現のみにあることからすれば、被告スローガンを原告スローガンの創作性の範囲内のものとすることはできないという以外にない。」

(2) 二次的著作物の原著作物の著作者

二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する（28条）。

キャンディ・キャンディ事件（最判平13.10.25）

争点：連載漫画の登場人物の絵のみを利用する行為に対して原作者としての権利が及ぶか

「本件連載漫画は、被上告人が各回ごとの具体的なストーリーを創作し、これを400字詰め原稿用紙30枚から50枚程度の小説形式の原稿にし、上告人において、漫画化に当たって使用できないと思われる部分を除き、おおむねその原稿に依拠して漫画を作成するという手順を繰り返すことにより制作されたというのである。【要旨1】この事実関係によれば、本件連載漫画は被上告人作成の原稿を原著作物とする二次的

著作物であるということが出来るから、被上告人は、本件連載漫画について原作者の権利を有するものというべきである。そして、二次的著作物である本件連載漫画の利用に関し、原著作者の著作物である被上告人は本件連載漫画の著作物である上告人が有するもの同一の種類の権利を専有し、上告人の権利と被上告人の権利とが併存することになるのであるから、上告人の権利は上告人と被上告人の合意によらなければ行使することができないと解される。【要旨2】したがって、被上告人は、上告人が本件連載漫画の主人公Dを描いた本件原画を合意によることなく作成し、複製し、又は配布することの差止めを求めることができるというべきである。」

第7 著作権の利用

1 著作権の譲渡

著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる（61条1項）。

著作権を譲渡する契約において、翻案権（27条）又は二次的著作物の利用に関する原作者の権利（28条）が、譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する（61条2項）。

（余談：推定規定（証明責任の転換）、法律上の事実推定、暫定真実）

著作権（財産権）全ての譲渡をする契約書を交わす際には、「全ての権利を譲渡する」と記載するだけでは足りない。例えば「翻案権（27条）、二次的著作物の利用に関する原作者の権利（28条）を、譲渡する」と特掲しておかなければ、留保されたと推定され、譲受人は翻案をすることができないことになりかねない。

また、人格権は譲渡できないので（59条）、契約書を交わす際には、人格権の不行使条項を入れることが多い。特に同一性保持権の不行使を明記しなければ、翻案権等の譲渡を特掲した意味が無くなるおそれすらある。

2 著作物の利用許諾

利用許諾とは、著作権者がその著作権（財産権）を保有しつつ、第三者に当該著作物の利用を認めることをいう。利用許諾の対価として、著作権料の支払いがなされることが多い。

3 著作権の制限に係る利用

著作権の制限に係る利用には、著作権者の許諾は不要である。

第8 著作権の制限

1 著作物の客体による制限

権利の目的とならない著作物（13条）

法令（1号）、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの（2号）、裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの（3号）、前3号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの（4号）

なお、法令データベース、判例データベースは、著作権法で保護される。

2 著作物の保護期間

原則として著作者の死後50年まで（51条）

（アメリカ・EUは70年まで、TPP交渉で日本も70年になる）

無名・変名の著作物の保護期間は、公表後50年（死後50年経過したと認められる場合、死後50年）（52条）

団体名義の著作物の保護期間は、公表後50年（創作後50年以内に公表されなければ、創作後50年）（53条）

映画の著作物の保護期間は、公表後70年（創作後70年以内に公表されなければ、創作後70年）（54条）

保護期間が切れている著作物の例：青空文庫等、ローマの休日等

3 著作物の利用形態による制限

・私的使用のための複製（30条1項本文）

自動複製器機（高速ダビング装置等）による複製は侵害（1号）

コピー機を使った複製（付則5条の2「新法第30条第1項第1号および第119条第2号の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製器機は、専ら文書又は図画の複製に今日するものを含まないものとする」

技術的保護手段を回避した複製は侵害（2号）

国内で違法となるインターネット送信を、これを知りながら受信して行う複製は侵害（3号）

映画館での盗撮（映画の盗撮の防止に関する法律4条）

私的録音・録画補償金制度：MD・CD・DVD 器機やメディアの価格に、補償金を上乗せする制度

・付随対象著作物の利用（30条の2）

写真の撮影等の方法により写真等著作物を創作するに当たって、写り込む付随対象著作物は、複製又は翻案することができ、当該写真等著作物の利用に伴って、利用することができる。

例：背景に絵画が写り込んだ写真をブログに掲載すること

・検討の過程における利用（30条の3）

・技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用（30条の4）

公表された著作物は、開発・試験の用に供する場合、必要と認められる限度において、利用することができる。

・図書館等における複製（31条）

・引用（32条） 後述する。

・教科用図書等への掲載（33条）

公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書に掲載することができる。

教科用拡大図書等の作成のための複製（33条の2）

・学校その他の教育機関における複製（35条）

遠隔授業教材の送信

・試験問題としての複製（36条）

公表された著作物については、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信を行うことができる。

例：インターネットによる試験問題の送信

・点字による複製等（37条）

聴覚障害者のための自動公衆送信（37条の2）

・営利を目的としない上演等（38条）

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。

・時事問題に関する論説の転載等（39条）、政治上の演説等の利用（40条）、時事の問題の報道のための利用（41条）

・裁判手続等における複製（42条）

・行政機関等の利用等（42条の2、42条の3、42条の4）

- ・ 翻訳、翻案等による利用（43 条）
- ・ 放送事業者等による一時的固定（44 条）
- ・ 美術の著作物等の原作品の所有者による展示（45 条）

第 45 条 美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。

2 前項の規定は、美術の著作物の原作品を街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合には、適用しない。

- ・ 公開の美術の著作物等の利用（46 条）

第 46 条 美術の著作物でその原作品が前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

- 一 彫刻を増製し、又はその増製物の譲渡により公衆に提供する場合
- 二 建築の著作物を建築により複製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合
- 三 前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合
- 四 専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合

Q: スカイツリーの写真を撮る行為は、著作権侵害となるか

- ・ 美術の著作物等の展示に伴う複製（47 条）
 - ・ 美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等（47 条の 2）
 - ・ プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等（47 条の 3）
 - ・ 保守、修理等の一時的複製（47 条の 4）
 - ・ 送信の障害の防止等のための複製（47 条の 5）
 - ・ 送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等（47 条の 6）
 - ・ 情報解析のための複製等（47 条の 7）
 - ・ 電子計算機における著作物の利用に伴う複製（47 条の 8）
 - ・ 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用（47 条の 9）
- （複製権の制限により作成された複製物の譲渡）

4 著作物の利用形態による制限：引用

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない（32 条 1

項)。引用する場合、その著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない(48条1項1号)。

引用とは？

最高裁判例の示した引用の要件：明瞭区別性、主従関係、著作人格権の非侵害性)

パロディモンタージュ事件（最判昭 55. 3. 28）

「法32条1項は、すでに発行された他人の著作物を正当の範囲内において自由に自己の著作物中に節録引用することを容認しているが、ここにいう引用とは、紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録することをいうと解するのが相当であるから、右引用にあたるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならないというべきであり、更に、…引用される側の著作物の著作者人格権を侵害するような態様とする引用は許されないことが明らかである。」

藤田画伯絵画複製事件（東京高判昭 60. 10. 17）

「右主従関係は、…、美術著作物が言語著作物の記述に対する理解を補足し、あるいは右記述の例証ないし参考資料として、右記述の把握に資することができるように構成されており、美術著作物がそのような付従的性質のもの以外ではない場合に、言語著作物が主、美術著作物が従の関係にあるものと解するのが相当である。

……

本件絵画の複製物は【C】論文に対する理解を補足し、同論文の参考資料として、それを介して同論文の記述を把握しうるよう構成されている側面が存するけれども、本件絵画の複製物はそのような付従的性質のものであるに止まらず、それ自体鑑賞性を有する図版として、独立性を有するものというべきであるから、本件書籍への本件絵画の複製物の掲載は、著作権法第32条第1項の規定する要件を具備する引用とは認めることができない。」

ゴーマニズム宣言事件 東京高判(平 12. 4. 25)

「以上検討したところ、とりわけ、控訴人書籍が「意見主張漫画」として、漫画という表現形式によって意見を表現したものであり、被控訴人書籍は、右意見に対する批評、批判、反論を目的とするものであること、及び、被控訴人書籍に引用された控訴人カットは、控訴人漫画のごく一部にすぎず、右批評、批判、反論に必要な限度を超

えて、控訴人漫画の魅力を取り込んでいるものとは認められないことを考慮すれば、被控訴人書籍においては、被控訴人論説が主、控訴人カットが従という関係が成立しているというべきである。控訴人カットに独立した鑑賞性があることは認められるけれども、控訴人書籍と被控訴人書籍の右関係に照らせば、そのことによって、被控訴人論説と控訴人カットとの右主従関係が失われるということとはできないのである。」

バーズコレクション事件（東京地判平 10. 10. 20）

「本条項の立法趣旨は、新しい著作物を創作する上で、既存の著作物の表現を引用して利用しなければならない場合があることから、所定の要件を具備する引用行為に著作権の効力が及ばないものとするにありと解されるから、利用する側に著作物性、創作性が認められない場合は、引用に該当せず、本条項の適用はない」

鑑定証書カラーコピー事件（知財高裁平 22. 10. 13）

事案：鑑定会社たる被告による絵画鑑定書の裏面に対象絵画の縮小カラーコピー添付したことが、原告（画家の遺族）の複製権を侵害するとして、損害賠償を求めた事案

論点：引用の成否

「他人の著作物を引用して利用することが許されるためには、引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致したものであり、かつ、引用の目的との関係で正当な範囲内、すなわち、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要であり、著作権法の上記目的をも念頭に置くと、引用としての利用に当たるか否かの判断においては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない。

……本件各鑑定証書は、そこに本件各コピーが添付されている本件各絵画が真作であることを証する鑑定書であって、本件各鑑定証書に本件各コピーを添付したのは、その鑑定対象である絵画を特定し、かつ、当該鑑定証書の偽造を防ぐためであるところ、そのためには、一般的にみても、鑑定対象である絵画のカラーコピーを添付することが確実であって、添付の必要性・有用性も認められることに加え、著作物の鑑定業務が適正に行われることは、贋作の存在を排除し、著作物の価値を高め、著作権者等の権利の保護を図ることにもつながるものであることなどを併せ考慮すると、著作物の鑑定のために当該著作物の複製を利用することは、著作権法の規定する引用の目的に含まれるといわなければならない。

そして、本件各コピーは、いずれもホログラムシールを貼付した表面の鑑定証書の裏面に添付され、表裏一体のものとしてパウチラミネート加工されており、本件各コ

ピー部分のみが分離して利用に供されることは考え難いこと、本件各鑑定証書は、本件各絵画の所有者の直接又は間接の依頼に基づき1部ずつ作製されたものであり、本件絵画と所在を共にすることが想定されており、本件各絵画と別に流通することも考え難いことに照らすと、本件各鑑定証書の作製に際して、本件各絵画を複製した本件各コピーを添付することは、その方法ないし態様としてみても、社会通念上、合理的な範囲内にとどまるものといえることができる。

しかも、以上の方法ないし態様であれば、本件各絵画の著作権を相続している被控訴人等の許諾なく本件各絵画を複製したカラーコピーが美術書等に添付されて頒布された場合などとは異なり、被控訴人等が本件各絵画の複製権を利用して経済的利益を得る機会が失われるなどということも考え難いのであって、以上を総合考慮すれば、控訴人が、本件各鑑定証書を作製するに際して、その裏面に本件各コピーを添付したことは、著作物を引用して鑑定する方法ないし態様において、その鑑定に求められる公正な慣行に合致したものといえることができ、かつ、その引用の目的上でも、正当な範囲内のものであるといえることができるというべきである。

この点につき、被控訴人は、著作権法32条1項における引用として適法とされるためには、利用する側が著作物であることが必要であると主張するが、『自己ノ著作物中ニ正当ノ範囲内ニ於テ節録引用スルコト』を要件としていた旧著作権法（明治32年法律第39号）30条1項2号とは異なり、現著作権法（昭和45年法律第48号）32条1項は、引用者が自己の著作物中で他人の著作物を引用した場合を要件として規定していないだけでなく、報道、批評、研究等の目的で他人の著作物を引用する場合において、正当な範囲内で利用されるものである限り、社会的に意義のあるものとして保護するのが現著作権法の趣旨でもあると解されることに照らすと、同法32条1項における引用として適法とされるためには、利用者が自己の著作物中で他人の著作物を利用した場合であることは要件でないと解されるべきものであって、本件各鑑定証書それ自体が著作物でないとしても、そのことから本件各鑑定証書に本件各コピーを添付してこれを利用したことが引用に当たるとした前記判断が妨げられるものではなく、被控訴人の主張を採用することはできない。」

論点：要約引用の可否

血液型と性格の社会史事件（東京地判平10.10.30）

「引用の要件を満たすような形で、他人の言語の著作物を新たな言語の著作物に引用して利用するような場合には、他人の著作物をその趣旨に忠実に要約して引用することも本条一項により許容される。」

5 権利の消尽

消尽（しょうじん、「用尽」（ようじん）とも言う）とは、権利者が権利を行使することにより、その権利が消え尽き、再度権利行使をすることが認められないことをいう。

消尽が認められるべき理由は、①仮に消尽が認められないとするとその権利にかかる製品の円滑な流通が妨げられ、かえって法の目的にも反することになり、②権利者に二重に利得を得ることを認める必要性はないからである。

消尽が問題となる権利には、著作権・特許権・商標権等がある。

（１）譲渡権の消尽（映画の著作物以外について）

（譲渡権）

第 26 条の 2 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物

：

五 国外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物

26 条の 2 第 2 項 1 号が国内消尽、同項 5 号が国際消尽を規定する。

映画の著作物については、同条柱書で除かれており、消尽規定は著作権法には存在しないが、26 条の 2 を反対解釈すれば、映画の著作物においては、頒布権の態様たる譲渡につき権利の消尽は無いという解釈が可能である。

（２）劇場用映画の配給と頒布権消尽の有無

頒布とは、有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を**公衆に譲渡し、又は貸与**することをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては、これらの著作物を**公衆に提示**することを目的として当該映画の著作物の複製物を**譲渡し、又は貸与**を含むものとする（2 条 1 項 19 号）。

劇場用映画の製作には多大な費用がかかる。そこで製作会社は、劇場用映画の配給制度によって劇場用映画フィルムをコントロールし、製作費を回収していた。著作権法は、このような映画業界の実態を、頒布権として規定したという経緯から、映画の著作物を、映画の複製物（映画フィルム）の配給によりコントロールする頒布権については、消尽しないと解釈されている。

(3) 家庭用ゲームソフトの中古品の販売と、譲渡権消尽の有無

この法律にいう「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする（2条3項）。

中古ゲームソフト事件（最判平成14年4月25日）では、(1)ゲームソフトが映画の著作物にあたるのか、(2)ゲームソフトに頒布権は認められるか、(3)ゲームソフトの頒布権は「消尽」しないか、が問題となった。

「(1) 原審が適法に確定した事実関係の下においては、本件各ゲームソフトが、著作権法2条3項に規定する『映画の効果に類似する視覚的または視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物』であり、同法10条1項7号所定の『映画の著作物』に当たるとした原審の判断は、正当として是認することができる。

(2) 本件各ゲームソフトが映画の著作物に該当する以上、その著作権者が著作権法26条1項所定の頒布権を専有すると解すべきである。同項の規定上は、劇場用映画か否か、複製物が少数製造されるか否か、又は視聴者が多数か否かによって区別されていないから、大量の複製物が製造され、その一つ一つは少数の者によってしか視聴されないものという漠然とした基準で、本件各ゲームソフトが頒布権の対象となる複製物に該当しないとした原審の前記3の判断は、相当でない。

(3) 特許権者又は特許権者から許諾を受けた実施権者が我が国の国内において当該特許に係る製品を譲渡した場合には、当該特許製品については特許権はその目的を達成したものとして消尽し、もはや特許権の効力は、当該特許製品を再譲渡する行為等には及ばないことは、当審の判例とするところであり（最高裁平成7年（オ）第1988号同9年7月1日第三小法廷判決・民集51巻6号2299頁）、この理は、著作物又はその複製物を譲渡する場合にも、原則として妥当するというべきである。けだし、(ア) 著作権法による

著作権者の権利の保護は、社会公共の利益との調和の下において実現されなければならないところ、(イ) 一般に、商品を譲渡する場合には、譲渡人は目的物について有する権利を譲受人に移転し、譲受人は譲渡人が有していた権利を取得するものであり、著作物又はその複製物が譲渡の目的物として市場での流通に置かれる場合にも、譲受人が当該目的物につき自由に再譲渡をすることができる権利を取得することを前提として、取引行為が行われるものであって、仮に、著作物又はその複製物について譲渡を行う都度著作権者の許諾を要するという事になれば、市場における商品の自由な流通が阻害され、著作物又はその複製物の円滑な流通が妨げられて、かえって著作権者自身の利益を害することになるおそれがあり、ひいては『著作権等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与する』(著作権法1条)という著作権法の目的にも反することになり、(ウ) 他方、著作権者は、著作物又はその複製物を自ら譲渡するに当たって譲渡代金を取得し、又はその利用を許諾するに当たって使用料を取得することができるのであるから、その代償を確保する機会は保障されているものといえることができ、著作権者又は許諾を受けた者から譲渡された著作物又はその複製物について、著作権者等が二重に利得を得ることを認める必要性は存在しないからである。

……

そうすると、本件各ゲームソフトが、上告人らを発売元として適法に販売され、小売店を介して需要者に購入されたことにより、当該ゲームソフトについては、頒布権のうち譲渡する権利はその目的を達成したものとして消尽し、もはや著作権の効力は、被上告人らにおいて当該ゲームソフトの中古品を公衆に再譲渡する行為には及ばない。」

第9 出版権

複製権等保有者は、その著作物について、出版行為又は公衆送信行為を引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。(79条1項)。

出版権の内容 出版権者は、設定行為で定めるところにより、その出版権の目的である著作物について、頒布の目的をもって原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利、原作のまま記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利を専有する(80条1項1号2号)。

著作権のメリットは、海賊版が出回った場合、出版社も著作権に基づいて裁判所に、差止請求・侵害組成物の廃棄・侵害予防措置（112条）を求めることができる点にある。

（近年、著作権の対象として電子書籍を含む様、改正された。）

第10 著作隣接権

著作権法には、著作隣接権として、実演家の権利、レコード製作者の権利、放送事業者の権利、有線放送事業者の権利が規定されている。

具体的な著作隣接権者の例としては、歌手・演奏者・俳優など（実演家）、CD制作会社（レコード制作者）、テレビ局（放送事業者）、CATV事業者（有線放送事業者）が考えられる。この例の様な具体的な者を、適宜イメージしながら理解すると良い。

1 実演家の権利

実演家は、その実演を録音・録画する権利を専有する（91条1項）。例えば、歌手は、その歌手が歌っている曲について、CDに録音する権利を有する。

もっとも、実演家は、映画の著作物として録音・録画された後の、その映画の著作物における実演に関しては制限を受け（91条2項）、例えばサントラ版CDを録音する場合などでない限り、録音・録画権を有さない。これを、ワンチャンス主義という。

実演とは、著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること（これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。）をいう（2条1項3号）。知的な側面の見出し難い読み上げるだけの行為である朗読は、実演に含まれない。

実演家とは、俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者、及び、実演を指揮・演出する者をいう（2条1項4号）。例えば、オーケストラの指揮者は、通常、実演をしないが、実演家に含まれる。

実演家の具体例としては、歌手を想定すれば、イメージがつかみやすい。（なお、歌手と関係の深い著作権者としては、作曲家、作詞家などが考えられる。）

（1）実演家の人格権

氏名表示権（90条の2）

同一性保持権 自己の名誉又は声望を害するその実演の変更、切除その他の改変を受けない権利（90条の3）

(2) 実演家の財産権

実演家の財産権の概略図

生→○録音(91条1項) →○譲渡(95条の2第1項)→×再譲渡(同条3項)
→○貸与_期間未経過 (95条の3第1項)
→△貸与_期間経過 (95条の3第2項)
→△放送・有線放送 (95条1項)
→○録画(91条1項) →×譲渡 (95条の2第2項1号)
→×貸与 (95条の3第1項)

録音・録画 →×放送・有線放送 (92条2項2号イ)
→×送信可能化 (92条の2第2項1号)

映画の著作物に→○録音 (例: サントラCD) (91条2項)
録音・録画 →×録画・録音 (例ビデオディスク等) (91条2項)
→×放送・有線放送 (92条2項2号ロ)
→×送信可能化 (92条の2第2項2号)
→×譲渡 (95条の2第2項2号)

→○放送(92条1項) →×有線放送 (92条2項1号)、△ (94条の2)
→○有線放送(92条1項)
→○送信可能化(92条の2第1項)

○は実演者の許諾権が及ぶもの

×は実演者の許諾権が及ばないもの

△は二次使用料請求権が及ぶもの (実演者の許諾権は及ばない)

録音権・録画権 (91条1項)

映画の著作物に録音・録画された実演については、録音権・録画権の適用がない(91条2項)。サウンドトラックCDについては、録音権・録画権の適用がある。

→映画をDVD化する等、映画の著作物の利用を円滑にするため
(ワンチャンス主義)

放送権・有線放送権（92条1項）

録音権・録画権者の許諾を得て、録音・録画されている実演には適用されない（92条2項2号イ）

映画の著作物に録音・録画された実演には適用されない（92条2項2号ロ）

送信可能化権（92条の2）

放送される実演の有線放送に係る報酬請求権

有線放送事業者は、放送される実演を有線放送した場合、実演家に報酬を支払わなければならない（94条の2）

商業用レコードの二次使用料請求権

実演家の放送権・有線放送権は制約を受けるが、放送事業者・有線放送事業者は、実演家に、二次使用料を支払わなければならない（95条1項）。

譲渡権（95条の2）

譲渡権行使は1回のみ（同条3項）

商業用レコードの貸与権・報酬請求権（95条の3）

レコード制作者の権利（例えばCD制作会社）

「レコード」とは、蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの。音を専ら影像と共に再生することを目的とするものを除く（2条1項5号）。要するに、CDをイメージすれば良い。

複製権（96条）

送信可能化権（96条の2）

譲渡権（97条の2第1項）

譲渡権行使は1回限り（97条の2第2項1号）

貸与権（97条の3第1項）

貸与権は、期間経過商業用レコードの貸与には適用しない（同条2項）

貸レコード業者は、期間経過商業用レコードの貸与によりレコードを公衆に提供した場合には、当該レコードに係るレコード製作者に相当な額の報酬を支払わなければならない（3項）。

商業用レコードの二次使用

放送事業者等は、商業用レコードを用いた放送・有線放送を行った場合、そのレコードに係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない（97条1項）。

放送事業者の権利

複製権（98条）

再放送権及び有線放送権（99条）

送信可能化権 インターネット配信（99条の2）

テレビジョン放送の伝達権 映像を拡大して公に伝達する権利（100条）

有線放送事業者の権利

複製権（100条の2）

放送権及び再有線放送権（100条の3）

送信可能化権 インターネット配信（100条の4）

有線テレビジョン放送の伝達権 映像を拡大して公に伝達する権利（100条の5）

第11 権利侵害

1 著作権侵害を請求できる者

著作者、著作権者、出版権者、実演家、著作隣接権者

2 不法行為による損害賠償請求

民法709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

損害額の推定（著作権法第114条）

著作権等の侵害による損害額の立証は、容易ではない。このため、立証の軽減のための条項が規定されている。

・侵害行為がなければ販売することができた数に、利益を乗じた額（114条1項）

ただし、権利者の販売能力により減額される場合もある

・侵害者の利益の額（114条2項）

・利用共諾両相当額（114条3項）

3 差止請求

第112条 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によって作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

4 不当利得返還請求

民法第 703 条

法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

民法第 704 条

悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

権利侵害により利益を受けた者に対して、侵害を被った者は、侵害者が侵害の事実を知らなかった場合には、その利益が残っている範囲での額を、知っていた場合には、利益に利息を付した額を、それぞれ請求することができる（民法 703 条、704 条）

例えば、自分で創作した物語を無断で出版された場合、その出版物の利益相当額の返還を請求することができる。

5 名誉回復等の措置の請求

著作者又は実演家は、侵害者に対して、名誉・声望を回復するために適当な措置を請求することができる（115 条）。遺族は、著作者又は実演家の死後における人格的利益の保護のための措置を請求することができる（116 条）。

例えば、小説を無断で改ざんして出版されたような場合、新聞紙上などに謝罪文を掲載させるなどの措置がこれに当たる

6 侵害主体性

誰が侵害者なのか、必ずしも明らかではない場合もある。

（cf. 刑法の共謀共同正犯）

クラブ・キャッツアイ 事件（最判昭 63. 3. 15）

「上告人らは、上告人らの共同経営にかかる原判示のスナック等において、カラオケ装置と、被上告人が著作権者から著作権ないしその支分権たる演奏権等の信託的譲渡を

受けて管理する音楽著作物たる楽曲が録音されたカラオケテープとを備え置き、ホステス等従業員においてカラオケ装置を操作し、客に曲目の索引リストとマイクを渡して歌唱を勧め、客の選択した曲目のカラオケテープの再生による演奏を伴奏として他の客の面前で歌唱させ、また、しばしばホステス等にも客とともにあるいは単独で歌唱させ、もって店の雰囲気作りをし、客の来集を図って利益をあげることを意図していたというのであり、かかる事実関係のもとにおいては、ホステス等が歌唱する場合はもちろん、客が歌唱する場合を含めて、演奏（歌唱）という形態による**当該音楽著作物の利用主体は上告人ら**であり、かつ、その演奏は営利を目的として公にされたものであるというべきである。けだし、客やホステス等の歌唱が公衆たる他の客に直接聞かせることを目的とするものであること（著作権法二二条参照）は明らかであり、客のみが歌唱する場合でも、客は、上告人らと無関係に歌唱しているわけではなく、上告人らの従業員による歌唱の勧誘、上告人らの備え置いたカラオケテープの範囲内での選曲、上告人らの設置したカラオケ装置の従業員による操作を通じて、**上告人らの管理のもとに歌唱しているもの**と解され、他方、上告人らは、客の歌唱をも店の営業政策の一環として取り入れ、これを利用していわゆるカラオケスナックとしての雰囲気を醸成し、かかる雰囲気を好む客の来集を図って**営業上の利益を増大させることを意図**していたというべきであつて、前記のような客による歌唱も、著作権法上の規律の観点からは上告人らによる歌唱と同視しうるものであるからである。」

ロクラクⅡ事件（最判平 23. 1. 20）

「ロクラクⅡは、2台の機器の一方を親機とし、他方を子機として用いることができる（以下、親機として用いられるロクラクⅡを『親機ロクラク』といい、子機として用いられるロクラクⅡを『子機ロクラク』という。）。親機ロクラクは、地上波アナログ放送のテレビチューナーを内蔵し、受信した放送番組等をデジタルデータ化して録画する機能や録画に係るデータをインターネットを介して送信する機能を有し、子機ロクラクは、インターネットを介して、親機ロクラクにおける録画を指示し、その後親機ロクラクから録画に係るデータの送信を受け、これを再生する機能を有する。

ロクラクⅡの利用者は、親機ロクラクと子機ロクラクをインターネットを介して1対1で対応させることにより、親機ロクラクにおいて録画された放送番組等を親機ロクラクとは別の場所に設置した子機ロクラクにおいて視聴することができる。

……

3 原審は、仮に各親機ロクラクが被上告人の管理、支配する場所に設置されていたとしても、被上告人は本件サービスの利用者が複製を容易にするための環境等を提供しているにすぎず、被上告人において、本件番組等の複製をしているとはいえないとして、上告人らの請求を棄却した。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

放送番組等の複製物を取得することを可能にするサービスにおいて、サービスを提供する者（以下「サービス提供者」という。）が、その管理、支配下において、テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器（以下「複製機器」という。）に入力して、当該複製機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる場合には、その録画の指示を当該サービスの利用者がするものであっても、サービス提供者はその複製の主体であると解するのが相当である。すなわち、複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当であるところ、上記の場合、サービス提供者は、単に複製を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず、その管理、支配下において、放送を受信して複製機器に対して放送番組等に係る情報を入力するという、複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における重要な行為をしており、複製時におけるサービス提供者の上記各行為がなければ、当該サービスの利用者が録画の指示をしても、放送番組等の複製をすることはおよそ不可能なのであり、サービス提供者を複製の主体というに十分であるからである。」

まねきTV事件（最判平 23. 1. 18）

ソニーのロケーションフリーは、録画するのではなく、インターネットに接続されている端末にテレビ放送をリアルタイムで送信するものである。

「本件サービスにおいては、Bが販売するロケーションフリーという名称の商品（以下『ロケーションフリー』という。）が用いられるが、ロケーションフリーは、地上波アナログ放送のテレビチューナーを内蔵し、受信する放送を利用者からの求めに応じデジタルデータ化し、このデータを自動的に送信する機能を有する機器（以下『ベースステーション』という。）を中核とする。

ロケーションフリーの利用者は、ベースステーションと手元の専用モニター等の端末機器をインターネットを介して1対1で対応させることにより、ベースステーションにおいてデジタルデータ化されて手元の端末機器に送信される放送を、当該端末機器により視聴することができる。

……

4 原審は、次のとおり判断して、上告人らの請求をいずれも棄却すべきものとした。

(1) 送信可能化は、自動公衆送信装置の使用を前提とするところ（著作権法2条1項9号の5）、ここにいう自動公衆送信装置とは、公衆（不特定又は多数の者）によって直接受信され得る無線通信又は有線電気通信の送信を行う機能を有する装置でなければならない。各ベースステーションは、あらかじめ設定された単一の機器宛てに送信するという1

対1の送信を行う機能を有するにすぎず、自動公衆送信装置とはいえないのであるから、ベースステーションに本件放送を入力するなどして利用者が本件放送を視聴し得る状態に置くことは、本件放送の送信可能化には当たらず、送信可能化権の侵害は成立しない。

(2) 各ベースステーションは、上記のとおり、自動公衆送信装置ではないから、本件番組を利用者の端末機器に送信することは、自動公衆送信には当たらず、公衆送信権の侵害は成立しない。

5 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 送信可能化権侵害について

ア ……著作権法が送信可能化を規制の対象となる行為として規定した趣旨、目的は、公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行う送信（後に自動公衆送信として定義規定が置かれたもの）が既に規制の対象とされていた状況の下で、現に自動公衆送信が行われるに至る前の準備段階の行為を規制することにある。このことからすれば、公衆の用に供されている電気通信回線に接続することにより、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置は、これがあらかじめ設定された単一の機器宛てに送信する機能しか有しない場合であっても、当該装置を用いて行われる送信が自動公衆送信であるといえるときは、自動公衆送信装置に当たるといふべきである。イ そして、自動公衆送信が、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置の使用を前提としていることに鑑みると、その主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為を行う者と解するのが相当であり、当該装置が公衆の用に供されている電気通信回線に接続しており、これに継続的に情報が入力されている場合には、当該装置に情報を入力する者が送信の主体であると解するのが相当である。

ウ これを本件についてみるに、各ベースステーションは、インターネットに接続することにより、入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的にデジタルデータ化して送信する機能を有するものであり、本件サービスにおいては、ベースステーションがインターネットに接続しており、ベースステーションに情報が継続的に入力されている。被上告人は、ベースステーションを分配機を介するなどして自ら管理するテレビアンテナに接続し、当該テレビアンテナで受信された本件放送がベースステーションに継続的に入力されるように設定した上、ベースステーションをその事務所に設置し、これを管理しているというのであるから、利用者がベースステーションを所有しているとしても、ベースステーションに本件放送の入力をしている者は被上告人であり、ベースステーションを用いて行われる送信の主体は被上告人であるとみるのが相当である。そして、何人も、被上告人との関係等を問題にされることなく、被上告人と本件サービスを利用する契約を締結することにより同サービスを利用することができるのであって、送信の主体である被上告人からみ

て、本件サービスの利用者は不特定の者として公衆に当たるから、ベースステーションを用いて行われる送信は自動公衆送信であり、したがって、ベースステーションは自動公衆送信装置に当たる。そうすると、インターネットに接続している自動公衆送信装置であるベースステーションに本件放送を入力する行為は、本件放送の送信可能化に当たるといふべきである。

(2) 公衆送信権侵害について

本件サービスにおいて、テレビアンテナからベースステーションまでの送信の主体が被上告人であることは明らかである上、上記(1)ウのとおり、ベースステーションから利用者の端末機器までの送信の主体についても被上告人であるといふべきであるから、テレビアンテナから利用者の端末機器に本件番組を送信することは、本件番組の公衆送信に当たるといふべきである。」

参考：(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

七の二 公衆送信 公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一部の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。

九の五 送信可能化 次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすることをいう。

イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分（以下この号及び第四十七条の五第一項第一号において「公衆送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続（配線、自動公衆送信装置の始動、送信用プログラムの起動その他の一連の行為により行われる場合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。）を行うこと。

5 この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。

7 侵害とみなされる行為

- ・海賊版を国内で頒布する目的をもって輸入する行為（113条1項1号）。
- ・海賊版と知りながら、頒布し、頒布の目的で所持し、営業し、業として輸出し、その目的で所持する行為（113条1項2号）。
- ・海賊版のコンピュータ・プログラムを、海賊版と知りながら、業務上使用する行為。

使用する権原を得たときに海賊版と知っていた場合に限る（113条2項）。

- ・権利管理情報を改ざん等する行為（113条3項1号2号）
- ・権利管理情報の改ざんを知りながら、頒布し、頒布の目的で輸入・所持等する行為（113条3項3号）
- ・国外版CD等を、国外版であることを知りながら、国内で頒布する目的をもって輸入・所持する行為（113条5項）
- ・著作者の名声・声望を害する方法で、著作物を利用する行為（113条6項）

8 善意者に係る譲渡権の特例

著作物（映画の著作物を除く）の複製物等の譲渡を受けた時において、26条の2第2項各号（譲渡権の消尽規定）に該当しないものであることにつき善意・無過失の者が、当該著作物の複製物等を公衆に譲渡する行為は、譲渡権を侵害する行為でないものとみなされる（113条の2）。

9 共同著作物の著作者は、自己の持ち分について同意を得ずに単独で請求できる（117条）

- ・差止請求、損害賠償、不当利得返還請求
- ・共有に係る著作権又は著作隣接権も同じ

10 刑事罰

- ・著作権等侵害罪（119条1項、2項）
- ・いわゆる違法ダウンロード罪（119条3項）

私的使用の目的をもって、有償著作物等の著作権を侵害する自動公衆送信を受信した録音・録画を、自らその事実を知りながら行って、著作権を侵害した者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- ・119条、120条の2第3号及び第4号、121条の2（商業用レコードの複製・頒布・頒布の申出）並びに122条の2第1項の罪は、親告罪（123条1項）

著作者名を偽った頒布（121条）、技術的保護手段を回避する装置やプログラムを譲渡・貸与・所持等（120条の2第1号及び第2号、例えばコピーガードキャンセラーの販売）は、非親告罪。

親告罪とは、告訴がなければ公訴を提起することができない犯罪をいう（刑事訴訟法230条以下）。著作権侵害の非親告罪化が検討されているようである。
・法人の代表・代理人・使用者による侵害の場合には、その法人に「3億円以下の罰金」が科される（124条）。これを「両罰規程」という。

Q：違法コピーは、何権の侵害か？

Q：いわゆるコピープロテクションを外す行為は、違法か？

W i n n y 事件（最判平 23. 12. 19）

関連条文（幫助）刑法62条1項「正犯を幫助した者は、従犯とする。」

ファイル共有ソフトであるW i n n y を開発し公開した被告人が、正犯者の公衆送信権（著作権法23条1項）侵害行為について、著作権法違反罪の幫助犯に当たるとして起訴された事案。

「刑法62条1項の従犯とは、他人の犯罪に加功する意思をもって、有形、無形の方法によりこれを幫助し、他人の犯罪を容易ならしむるものである…。すなわち、幫助犯は、他人の犯罪を容易ならしめる行為を、それと認識、認容しつつ行い、実際に正犯行為が行われることによって成立する。

……

かかるソフトの提供行為について、幫助犯が成立するためには、一般的可能性を超える具体的な侵害利用状況が必要であり、また、そのことを提供者においても認識、認容していることを要するというべきである。すなわち、ソフトの提供者において、当該ソフトを利用して現に行われようとしている具体的な著作権侵害を認識、認容しながら、その公開、提供を行い、実際に当該著作権侵害が行われた場合や、当該ソフトの性質、その客観的利用状況、提供方法などに照らし、同ソフトを入手する者のうち例外的とはいえない範囲の者が同ソフトを著作権侵害に利用する蓋然性が高いと認められる場合で、提供者もそのことを認識、認容しながら同ソフトの公開、提供を行い、実際にそれを用いて著作権侵害（正犯行為）が行われたときに限り、当該ソフトの公開、提供行為がそれらの著作権侵害の幫助行為に当たると解するのが相当である

……

被告人において、本件W i n n y を公開、提供した場合に、例外的とはいえない範囲の者がそれを著作権侵害に利用する蓋然性が高いことを認識、認容していたとまで認めることは困難である。

……

以上によれば、被告人は、著作権法違反罪の幫助犯の故意を欠くといわざるを得ず、被告人につき著作権法違反罪の幫助犯の成立を否定した原判決は、結論において正当である。」